

倫理審査会マスコットキャラクター「りんりん」使用ルール

りんりんは、広く一般国民に対し公務員倫理に係る制度等の理解を促す目的で活用するためのイメージキャラクター、また、BanBanは、りんりんとは対照的に、公務員倫理法令の違反を繰り返すキャラクター（以下、りんりん及びBanBanを単に「りんりん」といいます。）です。キャラクターの公的な信頼性を確保する必要があり、特定の個人・団体を支援・公認しているような誤解を与えないこと等を考慮し、国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」といいます。）は以下のとおりりんりんの使用に関する利用規約を設けています。

倫理審査会以外の第三者は、原則としてりんりんを使用することができません。ただし、以下の許諾条件に該当する場合は使用することができます。

< 許諾条件 >

- ・ 倫理審査会から依頼を受けてりんりん入りの物品等を制作する場合。
- ・ 倫理審査会の広報活動に資することを主たる目的として使用する場合であって、倫理審査会が使用を認めた場合。
- ・ 倫理審査会の委嘱を受けて実施する事業等において制作する資料や物品に、倫理審査会の委嘱を受けていることを、りんりんを用いて表示する場合。
- ・ 倫理審査会が共催又は参加する行事や、後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において制作する資料や物品に、倫理審査会が前記の協力等を行うことを、りんりんを用いて表示する場合。

< 禁止事項 >

以下の禁止事項に該当する場合は使用を許可できないことがあります。

- ・ りんりんの目的等と著しくかい離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- ・ 法令や公序良俗に反する利用又はそのおそれがある場合。
- ・ 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- ・ 利用者がりんりんの利用又はりんりんを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により利益及び収益を受けている場合。
- ・ 募金活動と結びつけて利用する場合。
- ・ 提供する商品やサービスの品質を担保又は証明するものとして利用する場合。
- ・ 届出内容に虚偽の情報を含む場合。
- ・ 利用者が実態のない団体の場合。

- ・ 利用者が反社会的勢力若しくはそれに類する団体、企業、個人に関わりがある場合。
- ・ りんりんの利用と同時に、第三者の知的財産を侵害した著作権、商標、特許等を利用している場合。
- ・ イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体的でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合。

< 免責事項 >

- ・ 倫理審査会は画像データの使用に関し、いかなる保証もいたしません。本画像データを使用したことにより生じる障害、事故、その他いかなる損害に関しても一切の責任を負いません。
- ・ 倫理審査会は画像データの使用による第三者の著作権、商標権その他の知的財産権の侵害及びそれらに関わり生じた紛争等について一切の責任を負いません。

禁止事項に該当するか判断がつかない場合等、不明な点がございましたら、国家公務員倫理審査会事務局（03-3581-7031）まで御相談ください。